

大 阪 市 立 中 央 図 書 館 駐 車 場

使 用 事 業 者 募 集 要 項

令 和 7 年 8 月

大 阪 市 教 育 委 員 会

大 阪 市 立 中 央 図 書 館

目 次

1 募集物件	1
2 応募資格要件	1
3 駐車場使用条件等	3
4 応募申込手続	3
5 価格提案書の提出及び審査	4
6 使用許可申請の手続き	6
7 使用予定事業者の決定の取消し	6
8 その他	6
9 募集に関する問い合わせ先	6
・ 事業の進め方	7
・ 応募申込書	8・9
・ 誓約書	10・11
・ 質疑書	12
・ 価格提案書、注意事項と記載例	13～15
・ 委任状	16
・ 行政財産使用許可申請書	17・18
・ 行政財産使用許可書	19～21

大阪市立中央図書館駐車場使用事業者募集要項

大阪市立中央図書館が行う駐車場使用事業者（以下「使用事業者」という。）の募集に参加される方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

- | | | | |
|-----------|-------------------------|-------------------------|--|
| (1) 名称 | 中央図書館駐車場（地下2階） | | |
| (2) 所在地 | 大阪市西区北堀江4丁目1番1内（4丁目3-2） | | |
| (3) 面積 | 駐車場及び車路 | 2,513 m ² | |
| | スロープ | 243 m ² | |
| | 案内看板 | 0.53 m ² | |
| | 合計 | 2,756.53 m ² | |
| (4) 駐車台数 | 72 台 | | |
| (5) 最低使用料 | 月額（税抜き） | 640,815 円 | |

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 駐車場の管理運營業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有しない者
- (4) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の滞納がある者
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 本市が実施した使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 駐車場使用条件等

- (1) 使用事業者の施設使用形態

使用事業者は、駐車場として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

- (2) 使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日から1年以内とします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新することができます。

- (3) 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

- (4) その他必要経費等

光熱水費として、使用料とは別に月額 110,000 円の定額とします。看板設置料は、月額 2,103 円（消費税込み）です。金額は年度によって変動します。

(5) 駐車場使用管理運営にかかる仕様

別紙「駐車場使用仕様書」による。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和 7 年 8 月 29 日（金）から 9 月 10 日（水）、ただし土曜日、日曜日、国民の祝日と休日は受付を行いません。

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 30 分

(2) 申込受付場所

大阪市西区北堀江 4 丁目 3 - 2（大阪市立中央図書館 4 階）

大阪市立中央図書館総務担当

※建物西側の職員通用口からお入りください。

(3) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書（本市所定様式、A 4 サイズ両面印刷）

イ 誓約書（本市所定様式、A 4 サイズ両面印刷）

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

エ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」に限ります）

<個人>住民票の写し

オ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し。ただし国税は納税証明書（その 3）に限る。※ ウ・エ・オについては、発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

カ 事業概要

<法人>

(ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>

(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和 6 年分の所得税確定申告書の写し

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、

ファックス、インターネット、電子メールによる受付は行いません)

(5) 質疑書の提出及び回答

本募集要項に関する質問については、質疑書(本市所定様式)を電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を大阪市ホームページに掲載します。ただし質問が無い場合は掲載しません。

ア 質問受付期間 令和7年9月4日(木)午後5時30分まで

イ 電子メール送信先 : ua0039@city.osaka.lg.jp (中央図書館総務担当)

件名は「中央図書館駐車場 質問」としてください。

ウ 質問回答予定 令和7年9月8日(月)午後3時

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和7年9月11日(木)、午前11時～午前11時30分までに価格提案書を提出していただき、午前11時30分から価格提案審査決定を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西区北堀江4丁目3-2

大阪市立中央図書館4階 第1会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

ア 価格提案書

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

イ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表記してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者の全員が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申立てることはできま

せん。なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの。

イ 応募参加資格がない者が価格提案審査したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案審査したもの。

ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。

エ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。

オ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

カ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案審査をしたときは、その全部のもの。

キ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案審査したときは、その双方のもの。

ク 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案審査したときはその全部のもの。

ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

サ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。

シ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、使用予定事業者の決定後、価格提案審査の結果、使用を認める業者には、細部についての協議を行ったうえで、改めて「行政財産目的外使用許可申請書」の提出を求め、使用許可書を発行します。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定事業者を決定したときは、その者の受付番号、使用予定事業者名及び決定価格、並びに使用予定者以外の受付番号、応募者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。審査決定後は大阪市ホームページに使用予定事業者名及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、令和 7 年 9 月 30 日までに行います。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

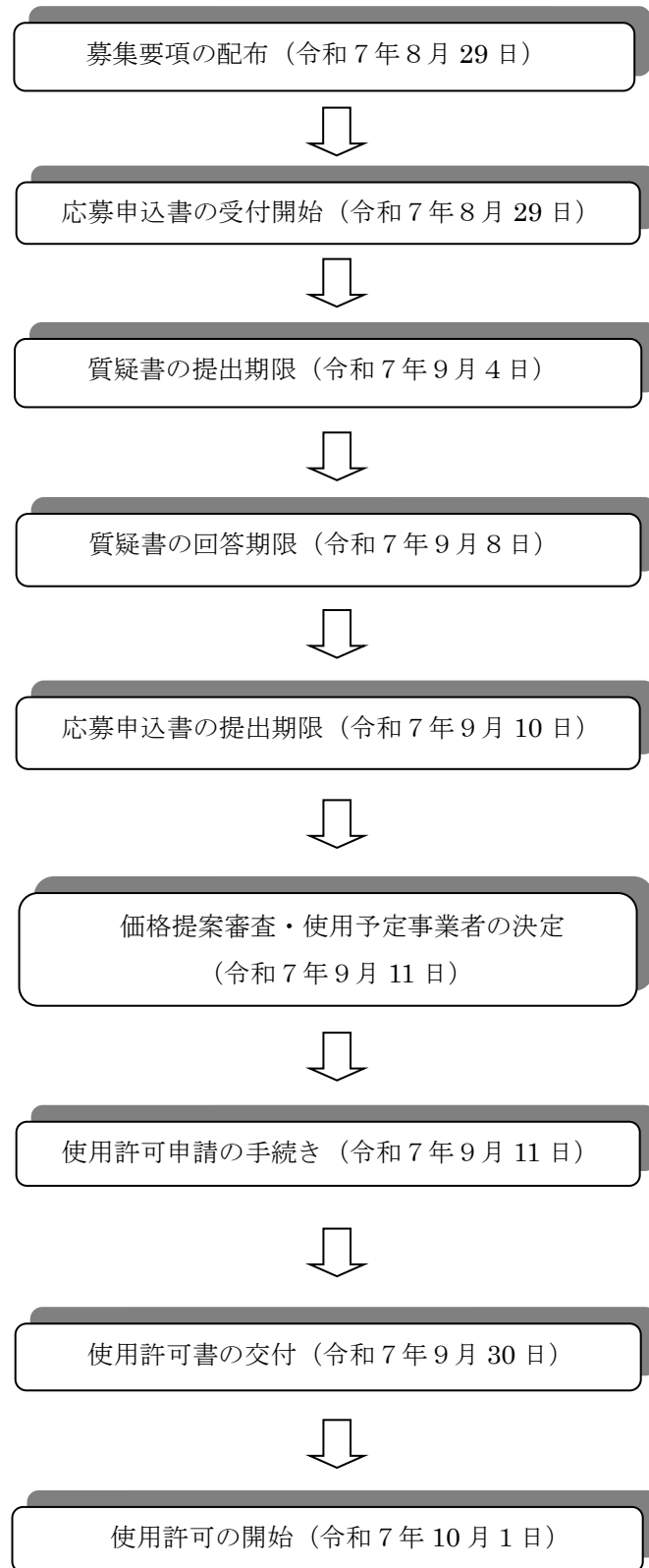
9 募集に関する問い合わせ先

大阪市立中央図書館総務担当

大阪市西区北堀江 4 丁目 3 - 2（大阪市立中央図書館 4 階）

電話 (06) 6539-3314

事業の進め方



受付番号

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

大阪市教育委員会教育長 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市立中央図書館駐車場使用事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、資料を添えて申し込みます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 駐車場の管理運営業務(自らが管理・運営するものに限る)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 国税及び大阪市税(大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税)の滞納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 本市が実施した使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

なお、ホームページに決定金額及び使用予定事業者名を掲載することに同意します。

1 申込者

住所又は所在地

(〒 ー)

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

実印

2 応募物件

大阪市立中央図書館駐車場

3 添付書類

- (1) 応募申込書(本市所定様式)
- (2) 誓約書(本市所定様式)
- (3) <法人>印鑑証明書、<個人>印鑑登録証明書
- (4) <法人>登記事項証明書又は登記簿謄本、
 <個人>住民票の写し
- (5) 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物))の未納の税額がないことの証明書の写し。
 ただし国税は納税証明書(その3)に限る。
 ※(3)(4)(5)については発行後3か月以内のものに限ります。
- (6) 事業概要
 - <法人> ア 会社概要
 イ 直近の貸借対照表、損益計算書
 - <個人> ア 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
 イ 令和6年分の所得税確定申告書の写し

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	行政財産の使用に際して、条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

(物件の表示)： 中央図書館駐車場

大阪市教育委員会教育長 様

年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

住所

氏 名

(事務担当者)

氏 名

電話

E-MAIL

質疑箇所
質疑内容
(記入例；募集要項 ○○ページ 番号○○ の ○○○○ について)

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立中央図書館駐車場使用事業者募集において、下記の金額で当該地使用事業者として使用許可を希望します。

住 所

氏 名

印

応 募 価 格（月額、税抜き）							
							円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

価格提案書の記載についての注意事項

- (1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。
- (2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和〇年〇月〇日）を記入してください。
- (3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。
ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。
- (4) 「金額」欄は、1 枠に 1 字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。
- (5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- (6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。
「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線 ―― で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。
- (7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。
- (8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

記載例

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立中央図書館駐車場使用事業者募集において、下記の金額で当該物件の使用事業者として使用許可を希望します。

住 所 大阪市中央区本町1丁目4番5号
株式会社 連調

氏 名 代表取締役社長 管財太郎
上記代理人 大阪 花子

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

大阪
印

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

物件番号 (必ず記載してください)	金額の前 に留印							応募価格		
①			¥	1	3	5	0	0	0	円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

(例) 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

1,335
(正) ~~1,235~~

~~3~~
(誤) ~~1,235~~

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市教育委員会教育長 様

(委 任 者)
住 所

氏 名 印

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における大阪市立中央図書館駐車場使用事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)
住 所
(所 在 地)

氏 名

印

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市教育局教育長 様

申請者 住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生

担当 者 名
連 絡 先
E - M A I L

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、裏面の事項について誓約のうえ申請します。

記

- 1 名 称 [本市財産名称]
- 2 所 在 地 [代表地番まで記載]
[建物の場合は、住居表示も併記]
- 3 使用面積又は数量
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 使用目的
- 6 添付資料
 - ①位置図
 - ②使用計画図
 - ③その他市長が必要と認める資料

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

大市教委第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市教育委員会
教育長 ○○○○○
(中央図書館総務担当)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市教育委員会管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 [代表地番まで記載]
[建物の場合は、住居表示も併記]

名 称 [本市財産名称]

面積 [又は数量] m²

使用部分 [階層などの位置を記載のうえ] 詳細別図のとおり

(用 途)

第 2 条 使用者は、前記の物件を の用に供するものとする。

(使用期間)

第 3 条 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前 30 日までに申請しなければならない。

(使用料)

第 4 条 使用料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発行する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第 10 条第 1 項第 1 号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第 5 条 使用者は、保証金として金 円を令和 年 月 日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に

伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第 11 条の規定による原状回復をしたときに、これを還付する。

(延滞金)

第 6 条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第 8 条 使用者は、使用物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第 9 条 使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

- (1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
- (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

- (1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (2) 大阪市暴力団排除条例第 2 条 1 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前 2 項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第 11 条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第 14 条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 15 条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記 1 の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。